

ご旅行条件（要旨・抜粋）

旅行業法に定める取引条件説明書及び契約書面の一部となります。

募集型企画旅行契約（募集型企画旅行）

この旅行は株式会社アップオンが企画・実施するご旅行で、お客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

当社の定める旅程に従って運送機関等の提供する運送、その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配、旅程管理することを当社は引き受けます。旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

お申し込みと契約の成立時期

1. 旅行契約は当社が契約の締結を承諾し（予約番号を発信し）、代金を受領したときに成立するものといたします。（事前のご予約・お支払いが必要です。出発地でのご予約・お支払いには応じられません。）
2. 旅行代金は別途ご案内する期日以内にお支払いいただきます。期日以内に支払いがなされない場合、当社はお申込みはなかったものとして取り扱います。クレジットカードでのお支払いをご利用の場合は、送信時点で契約が成立します。
3. 複数人員のお申込みは代表者を契約責任者とし、契約に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

代金について

1. 旅行代金は、出発日にてご確認ください。
「旅行代金」は、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。
2. 消費税等諸税を含みます。

3. お客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しは致しません。
また、お客様のご都合による出発日の変更は、所定の取消料を頂戴いたします。

取消料（変更料）

お客様は下記の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を取消（変更）することができます。

取消日：ご出発日の 前日から起算して	取消料（変更料）
(1) 以下にあたる日以前の取消・変更	無料
(2) 10日目にあたる日以降の取消・変更（3～6を除く）	旅行代金の20%
(3) 7日目にあたる日以降の取消・変更（4～6を除く）	旅行代金の30%
(4) 旅行開始日の前日の取消・変更	旅行代金の40%
(5) 当日の取消・変更（6を除く）	旅行代金の50%
(6) 旅行開始後の取消・変更、または無連絡不参加	旅行代金全額

- 取消料はお一人様毎に上記料率となります。お預かりしている代金より差し引き払い戻しいたします。
 - 日程・プラン・コースの変更、旅行者の交代は上記料率の取消料（変更料）を申し受けま
- す。

契約内容の変更・解除・中止

当社は契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合、安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ず、旅行日程、旅行サービスの内容を変更、または旅行契約を解除することかあります。その場合、既に収受している旅行代金を払い戻しいたします。（代替運輸手配等には応じられません。）

契約の解除

お申し込み人員が最少催行人員（25名）に満たない場合は、旅行の実施を取りやめる場合があります。この場合、当該出発の日の前日から起算して3日前までにお申し込み代表者宛にご連絡いたします。

当社の責任

当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときはその損害を賠償する責に任じます。当社の関与し得ない事由（天候・交通事情他など）により損害を被ったときは、その損害を賠償する責任を負うものではありません。当社は、手荷物について生じた損害については、旅行者一名につき十五万円を限度として賠償します。

旅行者の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、損害を賠償しなければなりません。また、このご旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

お申し込み条件

1. 18歳未満の方は親権者の同意書をご乗車までに提出ください。
2. 15才未満の方は保護者によるお申し込み、及び同行を条件といたします。
3. 「女性専用」など特定のお客様層を対象とするものは性別・年令・他の条件に合致しない場合は、お断りする場合があります。

特別補償

- 特別補償規程で定めるところにより、旅行者が募集型企画旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、予め定める額の補償金及び見舞金を支払います。
- より安心してお楽しみ頂くため、お客様ご自身で保険をかけられることをおすすめします。
- 任意保険のご案内



別ウインドウで開くページ以降はAIG損害保険株式会社のWebページです。個人情報保護方針等はAIG損害保険株式会社ページでご確認ください。（クレジットカード決済に限りません。）